

最高裁民二第1715号

(庶ろ-03)

平成27年4月10日

地方裁判所長 殿（東京，横浜，さいたま，千葉，大阪，京都，神戸，名古屋，
金沢，広島，福岡，大分，仙台，盛岡，札幌，高松）

最高裁判所事務総局民事局長 菅 野 雅 之

民事事件担当裁判官事務打合せの開催について（依命通達）

標記の事務打合せを別紙の要領によって開催しますから，4月24日（金）までに，出席者を推薦してください。

(別紙)

民事事件担当裁判官事務打合せ開催要領

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成27年7月9日(木)
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 右陪席裁判官から見た部の機能の活性化
(2) 争点整理の在り方
- 5 出席者 各高等裁判所の所在地にある地方裁判所並びに横浜、さいたま、千葉、京都、神戸、金沢、大分及び盛岡の地方裁判所の民事事件を担当する右陪席裁判官各1人(東京及び大阪の地方裁判所は各2人)

合計 18人

6 日程

時間 日 (曜日)	9:30 ~ 12:00	12:00 ~ 13:00	13:00 ~ 17:00	打合せ終了後
9日 (木)	民事局長 あいさつ 協議	昼食 休憩	協議	懇談会

最高裁民二第1716号

(庶ろ-03)

平成27年4月10日

高等裁判所長官 殿

最高裁判所事務総局民事局長 菅野雅之

民事事件担当裁判官事務打合せの開催について（通知）

標記の事務打合せの開催について、別紙のとおり地方裁判所長に依命通達しました。

(別紙)

最高裁民二第1715号

(庶ろ-03)

平成27年4月10日

地方裁判所長 殿 (東京, 横浜, さいたま, 千葉, 大阪, 京都, 神戸, 名古屋,
金沢, 広島, 福岡, 大分, 仙台, 盛岡, 札幌, 高松)

最高裁判所事務総局民事局長 菅野 雅之

民事事件担当裁判官事務打合せの開催について (依命通達)

標記の事務打合せを別紙の要領によって開催しますから, 4月24日 (金) までに, 出席者を推薦してください。

(別紙)

民事事件担当裁判官事務打合せ開催要領

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成27年7月9日(木)
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 右陪席裁判官から見た部の機能の活性化
(2) 争点整理の在り方
- 5 出席者 各高等裁判所の所在地にある地方裁判所並びに横浜、さいたま、千葉、京都、神戸、金沢、大分及び盛岡の地方裁判所の民事事件を担当する右陪席裁判官各1人(東京及び大阪の地方裁判所は各2人)

合計 18人

6 日程

時間 日 (曜日)	9:30 ~ 12:00	12:00 ~ 13:00	13:00 ~ 17:00	打合せ終了後
9日 (木)	民事局長 あいさつ 協議	昼食 休憩	協議	懇談会

(庶ろ－03)

平成27年4月10日

地方裁判所長 殿（東京，横浜，さいたま，千葉，大阪，京都，神戸，名古屋，
金沢，広島，福岡，大分，仙台，盛岡，札幌，高松）

最高裁判所事務総局民事局長 菅野 雅之

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて，民事事件担当裁判官事務打合せの開催について，本日付け最高裁民二第1715号により依命通達しましたが，この事務打合せは，民事事件を担当する中堅の右陪席裁判官に出席していただき，依命通達の別紙にあるとおり，(1)右陪席裁判官から見た部の機能の活性化及び(2)争点整理の在り方について協議していただくために開催するものです。これまで，右陪席裁判官のみを出席者とした全国規模の事務打合せは，余り例がないところですが，現行民事訴訟法改正当時の議論を直接体験していない反面，この間の事件を取り巻く環境の変化を最も身近に感じることのできる世代の裁判官に，問題意識や今後の課題，将来の展望等を率直に議論していただきたいと考えています。

協議事項(1)で取り上げる部の機能の活性化については，これまで，その必要性，取組に当たってのあい路や考慮すべき要素等が議論されてきたところですが，部全体として事件処理をするという意識を共有し，部の機能の活性化を進めていくことが，裁判の質を一層向上させていくために有効な方策の1つであるということについては大きな異論がないものと思われます。しかしながら，その前提となる裁判の質については，国民が期待する水準や内容に変化が生じていることがうかがわれるにもかかわらず，これまで正面から議論される機会が余りなく，裁判官の間で必ずしも認識が共有できていたとはいえません。そこで，部の機能の活性化に関する議

論をより具体化して進めていくに当たり、国民の期待に応えるために求められる裁判の質に関して意見交換を行うことは、重要な意義があるものと考えられます。

また、昨年度の民事事件担当裁判官協議会では、部の機能の活性化の中核をなす合議の充実・活用について、右陪席裁判官の関与を中心とした協議がされましたが、合議体の各構成員がどのような準備をして合議に臨んでいるかなどといった具体的な合議の進め方には、部による差異が相当程度あることがうかがわれました。もとより、合議の進め方は画一的であることが求められるものではなく、上記の差異は、事案や各部の実情に応じて様々な工夫がされている結果と捉えることもできますが、それだけではなく、これまで、裁判の質をより向上させるための合議の在り方が明示的に意識されることが少なく、合議体の各構成員が事案や手続段階に応じてどのような準備や関与をなすべきかが、裁判所内はもとより部内でも十分議論されてこなかったことの表れであるとも考えられます。このような観点からは、合議の主宰者である裁判長が在るべき合議の姿について自らの考えを深めた上で、それを陪席裁判官と十分協議、共有しつつ充実した合議を実現させることが必要であり、このような裁判長の役割を中心として、具体的な合議の在り方について更に検討をしていくことが有用であると考えられます。

さらに、合議の活用を図るに当たっては、合議体で審理するにふさわしい事件はどのような事件かという問題についても議論を進める必要があるところ、これまでの協議会等での議論は抽象的な付合議基準の整理にとどまっていたように思われます。今後は、付合議を検討するに当たっての具体的な考慮要素について協議を行い、合議に付すべき事件の具体的なイメージを共有していくことが課題となるものと考えられます。

加えて、これまで部全体としての事件処理という観点から議論してきた部の機能の活性化（合議の充実・活用以外のもの）の取組についても、その取組を更に進めていくため、中心的な役割を担うべき部総括裁判官に期待される役割を中心に、議論を深めていくことが有益であると思われます。

そこで、今回の事務打合せにおいては、これらの点について、右陪席裁判官の立場から、国民の期待に応えるために求められる裁判の質に関する現状認識、裁判長や部総括裁判官に期待したい役割、あり得べき合議の具体的なイメージ等について、協議していただくことを考えています。

次に、協議事項(2)で取り上げる争点整理については、これまでの協議会等でも、折に触れ、口頭議論の活性化、適切な釈明権行使・心証開示等に関する議論が行われ、その意義が確認されてきました。しかしながら、情報化の進展による法律情報の入手の容易化、当事者の権利意識の高揚、弁護士増加を背景とする依頼者と弁護士の関係の変化、世代の流れに伴う裁判官の意識の変化等、民事事件を取り巻く現状が変化してきている中で、適切に事案を把握し、審理の見通しを立てることの重要性を意識しつつ、争点整理を行うために必要な具体的方策を考えるという形で全体的に争点整理の在り方を議論する場は必ずしも多くなかったように思われます。例えば、近時、新受件数が減少しているにもかかわらず、争点整理期間は長期化しつつあり、2年超の長期未済事件も増加する状況にあるところ、その原因については明らかではありませんし、また、各地において裁判官や弁護士から実情をうかがうと、釈明権行使や心証開示を始めとする争点整理手続の実情については、おおむね適切に行われているとする裁判官と、なお課題が多いとする弁護士との間で認識の乖離があり、その原因についても十分な分析がされているとはいえません。このような状況を踏まえると、上記のような環境の変化に対応するため、いかに裁判所と当事者が、可能な限り早い段階で中心的争点について認識を共有し、納期を意識しながら主張立証の見通しを立て、中心的争点について必要な審理を尽くしていくかを課題として、在るべき争点整理のプラクティスを改めて検討していく必要があるものと考えられます。

そこで、まずは、充実した争点整理を実現するためには、裁判所自身が当事者の主張の法的位置付けや証拠の評価等を的確に理解し、適切に事案の見通しを付けていくことが必要不可欠であることから、このような見通しの把握が上手くいかない

場合とはどのような場合であり、それを克服するためにどのような方策を採るべきかを議論することが必要であると考えられます。そして、その上で、中心的争点や審理の見通しについて裁判所と当事者が認識を共有し、その結果に基づいて手続を進行させるためのプラクティスとして、①争点についての認識を共有するための口頭議論の在り方（特に、伝わっていないと弁護士から評価されている心証開示の在り方）、②共有した争点整理の結果の確認・記録化の在り方、③共有した審理の見通しに基づく計画的審理の進め方について、単独事件を中心に多くの争点整理を手がけている右陪席裁判官に実例も踏まえて具体的に協議していただくことが有益であると考えられます。

以上のような趣旨から、本事務打合せにおける主な協議事項を別紙のとおりいたしました。

なお、本年度は、本事務打合せのほかに、本年12月から平成28年1月にかけて、高等裁判所単位で部総括裁判官を対象とする民事事件担当裁判官協議会を開催していただく予定ですが、同協議会においては、本事務打合せで出された右陪席裁判官の率直な問題意識や実情等も踏まえた上で、部総括裁判官の立場から協議を行っていただきたいと考えています。したがって、本事務打合せにつきましては、所属庁の各裁判官の意見を代表して紹介していただくというよりは、右陪席裁判官の立場から自己の経験に根ざした活発な意見交換がされることを期待しておりますので、貴庁管内の民事事件を担当する中堅の右陪席裁判官（可能であれば民事単独経験が1年以上ある判事）を出席者としていただくよう、御配慮をお願いいたします。

敬 具

(別紙)

第1問 右陪席裁判官から見た部の機能の活性化

(主な協議事項)

1 裁判所に求められる裁判の質

- (1) どのような裁判が質の高い裁判であると考えるか。
- (2) 現在の裁判の質について、当事者や国民からは、どのように評価されていると考えるか。
- (3) 裁判の質をより高めるために、工夫していることはあるか。

2 合議の充実・活用

(1) 合議の在り方

自分が裁判長になったときに、どのような合議（期日合議，心証合議，判決起案を含む。）をし，各構成員にどのような準備や関与を求めたいと考えるか。そのためには，裁判長を始めとする各構成員はどのような役割を果たす必要があると考えるか。

(2) 付合議に当たっての考慮要素等

ア 合議体で審理すべき事件としては，具体的にどのような種類の事件が考えられるか。

イ 審理の途中から合議に付すことが相当となる事件としては，どのようなものがあるか。審理の途中から合議に付すことを検討するに当たっては，どのような要素を考慮すべきか。

(3) 合議の充実・活用以外の面で部総括裁判官に期待される役割

自分が部総括裁判官になったときに，部全体としての事件処理という観点から，合議事件に関与する以外に部内でどのような取組をしたいと考えるか。

第2問 争点整理の在り方

(主な協議事項)

1 裁判所による適切な事案の把握

(1) 裁判所が中心的争点や審理の見通しを把握できないために、適切な心証開示や釈明権行使ができない場合としては、どのような場合があるか。

(2) 上記の場合、どのような対応策が考えられるか。

2 争点や審理の見通しを共有するためのプラクティス

(1) 争点についての認識共有（口頭議論の在り方や争点の確認・記録化等）

ア 裁判所と当事者との間で、認識を共有すべき内容（対象事項）とその時期（手続段階）について、どのように考えるか。

イ 上記のような認識共有は、現状において実現されているか。されていない場合には、その原因と克服策について、どのように考えるか。

ウ 共有された内容の確認・記録化の方法（口頭か書面か。書面は準備書面か調書か争点整理案か等。）について、どのように考えるか。

(2) 計画的審理（審理の見通しについての認識共有と実践）

ア 一定程度先まで審理の見通しを立て、当事者との間でそれを共有した上で手続を進行させているか。している場合、その時期や事件類型、見通しの程度、共有された内容の確認及び記録化の方法等について、どのように考えるか。

イ 上記のような審理を行っていない場合、そのあい路と克服策をどう考えるか。

(庶ろ-03)

平成27年4月10日

高等裁判所長官 殿

最高裁判所事務総局民事局長 菅野雅之

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、民事事件担当裁判官事務打合せの開催について、別紙のとおり地方裁判所長に書簡を發しました。

敬 具

(別紙)

(庶ろ-03)

平成27年4月10日

地方裁判所長 殿 (東京, 横浜, さいたま, 千葉, 大阪, 京都, 神戸, 名古屋,
金沢, 広島, 福岡, 大分, 仙台, 盛岡, 札幌, 高松)

最高裁判所事務総局民事局長 菅野 雅之

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、民事事件担当裁判官事務打合せの開催について、本日付け最高裁民二第1715号により依命通達しましたが、この事務打合せは、民事事件を担当する中堅の右陪席裁判官に出席していただき、依命通達の別紙にあるとおり、(1)右陪席裁判官から見た部の機能の活性化及び(2)争点整理の在り方について協議していただくために開催するものです。これまで、右陪席裁判官のみを出席者とした全国規模の事務打合せは、余り例がないところですが、現行民事訴訟法改正当時の議論を直接体験していない反面、この間の事件を取り巻く環境の変化を最も身近に感じることのできる世代の裁判官に、問題意識や今後の課題、将来の展望等を率直に議論していただきたいと考えています。

協議事項(1)で取り上げる部の機能の活性化については、これまで、その必要性、取組に当たってのあい路や考慮すべき要素等が議論されてきたところですが、部全体として事件処理をするという意識を共有し、部の機能の活性化を進めていくことが、裁判の質を一層向上させていくために有効な方策の1つであるということについては大きな異論がないものと思われま。しかしながら、その前提となる裁判の質については、国民が期待する水準や内容に変化が生じていることがうかがわれるにもかかわらず、これまで正面から議論される機会が余りなく、裁判官の間で必ず

しも認識が共有できているとはいえません。そこで、部の機能の活性化に関する議論をより具体化して進めていくに当たり、国民の期待に応えるために求められる裁判の質に関して意見交換を行うことは、重要な意義があるものと考えられます。

また、昨年度の民事事件担当裁判官協議会では、部の機能の活性化の中核をなす合議の充実・活用について、右陪席裁判官の関与を中心とした協議がされましたが、合議体の各構成員がどのような準備をして合議に臨んでいるかなどといった具体的な合議の進め方には、部による差異が相当程度あることがうかがわれました。もとより、合議の進め方は画一的であることが求められるものではなく、上記の差異は、事案や各部の実情に応じて様々な工夫がされている結果と捉えることもできますが、それだけではなく、これまで、裁判の質をより向上させるための合議の在り方が明示的に意識されることが少なく、合議体の各構成員が事案や手続段階に応じてどのような準備や関与をなすべきかが、裁判所内はもとより部内でも十分議論されてこなかったことの表れであるとも考えられます。このような観点からは、合議の主宰者である裁判長が在るべき合議の姿について自らの考えを深めた上で、それを陪席裁判官と十分協議、共有しつつ充実した合議を実現させることが必要であり、このような裁判長の役割を中心として、具体的な合議の在り方について更に検討をしていくことが有用であると考えられます。

さらに、合議の活用を図るに当たっては、合議体で審理するにふさわしい事件はどのような事件かという問題についても議論を進める必要があるところ、これまでの協議会等での議論は抽象的な付合議基準の整理にとどまっていたように思われます。今後は、付合議を検討するに当たっての具体的な考慮要素について協議を行い、合議に付すべき事件の具体的なイメージを共有していくことが課題となるものと考えられます。

加えて、これまで部全体としての事件処理という観点から議論してきた部の機能の活性化（合議の充実・活用以外のもの）の取組についても、その取組を更に進めていくため、中心的な役割を担うべき部総括裁判官に期待される役割を中心に、議

論を深めていくことが有益であると思われます。

そこで、今回の事務打合せにおいては、これらの点について、右陪席裁判官の立場から、国民の期待に応えるために求められる裁判の質に関する現状認識、裁判長や部総括裁判官に期待したい役割、あり得べき合議の具体的イメージ等について、協議していただくことを考えています。

次に、協議事項(2)で取り上げる争点整理については、これまでの協議会等でも、折に触れ、口頭議論の活性化、適切な釈明権行使・心証開示等に関する議論が行われ、その意義が確認されてきました。しかしながら、情報化の進展による法律情報の入手の容易化、当事者の権利意識の高揚、弁護士増加を背景とする依頼者と弁護士の関係の変化、世代の流れに伴う裁判官の意識の変化等、民事事件を取り巻く現状が変化してきている中で、適切に事案を把握し、審理の見通しを立てることの重要性を意識しつつ、争点整理を行うために必要な具体的方策を考えるという形で全体的に争点整理の在り方を議論する場は必ずしも多くなかったように思われます。例えば、近時、新受件数が減少しているにもかかわらず、争点整理期間は長期化しつつあり、2年超の長期未済事件も増加する状況にあるところ、その原因については明らかではありませんし、また、各地において裁判官や弁護士から実情をうかがうと、釈明権行使や心証開示を始めとする争点整理手続の実情については、おおむね適切に行われているとする裁判官と、なお課題が多いとする弁護士との間で認識の乖離があり、その原因についても十分な分析がされているとはいえません。このような状況を踏まえると、上記のような環境の変化に対応するため、いかに裁判所と当事者が、可能な限り早い段階で中心的争点について認識を共有し、納期を意識しながら主張立証の見通しを立て、中心的争点について必要な審理を尽くしていくかを課題として、在るべき争点整理のプラクティスを改めて検討していく必要があるものと考えられます。

そこで、まずは、充実した争点整理を実現するためには、裁判所自身が当事者の主張の法的位置付けや証拠の評価等を的確に理解し、適切に事案の見通しを付けて

いくことが必要不可欠であることから、このような見通しの把握が上手くいかない場合とはどのような場合であり、それを克服するためにどのような方策を採るべきかを議論することが必要であると考えられます。そして、その上で、中心的争点や審理の見通しについて裁判所と当事者が認識を共有し、その結果に基づいて手続を進行させるためのプラクティスとして、①争点についての認識を共有するための口頭議論の在り方（特に、伝わっていないと弁護士から評価されている心証開示の在り方）、②共有した争点整理の結果の確認・記録化の在り方、③共有した審理の見通しに基づく計画的審理の進め方について、単独事件を中心に多くの争点整理を手がけている右陪席裁判官に実例も踏まえて具体的に協議していただくことが有益であると考えられます。

以上のような趣旨から、本事務打合せにおける主な協議事項を別紙のとおりいたしました。

なお、本年度は、本事務打合せのほかに、本年12月から平成28年1月にかけて、高等裁判所単位で部総括裁判官を対象とする民事事件担当裁判官協議会を開催していただく予定ですが、同協議会においては、本事務打合せで出された右陪席裁判官の率直な問題意識や実情等も踏まえた上で、部総括裁判官の立場から協議を行っていただきたいと考えています。したがって、本事務打合せにつきましては、所属庁の各裁判官の意見を代表して紹介していただくというよりは、右陪席裁判官の立場から自己の経験に根ざした活発な意見交換がされることを期待しておりますので、貴庁管内の民事事件を担当する中堅の右陪席裁判官（可能であれば民事単独経験が1年以上ある判事）を出席者としていただくよう、御配慮をお願いいたします。

敬 具

(別紙)

第1問 右陪席裁判官から見た部の機能の活性化

(主な協議事項)

1 裁判所に求められる裁判の質

- (1) どのような裁判が質の高い裁判であると考えるか。
- (2) 現在の裁判の質について、当事者や国民からは、どのように評価されていると考えるか。
- (3) 裁判の質をより高めるために、工夫していることはあるか。

2 合議の充実・活用

(1) 合議の在り方

自分が裁判長になったときに、どのような合議（期日合議；心証合議，判決起案を含む。）をし，各構成員にどのような準備や関与を求めたいと考えるか。そのためには，裁判長を始めとする各構成員はどのような役割を果たす必要があると考えるか。

(2) 付合議に当たっての考慮要素等

ア 合議体で審理すべき事件としては，具体的にどのような種類の事件が考えられるか。

イ 審理の途中から合議に付すことが相当となる事件としては，どのようなものがあるか。審理の途中から合議に付すことを検討するに当たっては，どのような要素を考慮すべきか。

(3) 合議の充実・活用以外の面で部総括裁判官に期待される役割

自分が部総括裁判官になったときに，部全体としての事件処理という観点から，合議事件に関与する以外に部内でどのような取組をしたいと考えるか。

第2問 争点整理の在り方

(主な協議事項)

1 裁判所による適切な事案の把握

- (1) 裁判所が中心的争点や審理の見通しを把握できないために、適切な心証開示や釈明権行使ができない場合としては、どのような場合があるか。
- (2) 上記の場合、どのような対応策が考えられるか。

2 争点や審理の見通しを共有するためのプラクティス

(1) 争点についての認識共有（口頭議論の在り方や争点の確認・記録化等）

ア 裁判所と当事者との間で、認識を共有すべき内容（対象事項）とその時期（手続段階）について、どのように考えるか。

イ 上記のような認識共有は、現状において実現されているか。されていない場合には、その原因と克服策について、どのように考えるか。

ウ 共有された内容の確認・記録化の方法（口頭か書面か。書面は準備書面か調書か争点整理案か等。）について、どのように考えるか。

(2) 計画的審理（審理の見通しについての認識共有と実践）

ア 一定程度先まで審理の見通しを立て、当事者との間でそれを共有した上で手続を進行させているか。している場合、その時期や事件類型、見通しの程度、共有された内容の確認及び記録化の方法等について、どのように考えるか。

イ 上記のような審理を行っていない場合、そのあい路と克服策をどう考えるか。